

教育委員会定例会会議録

令和8年5月21日（木）

教育委員会定例会会議録

令和8年5月21日午後3時00分教育長青柳和富が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 青柳和富 委員 赤坂雅裕 委員 伊藤季美
委員 伊藤甲之介 委員 大森美保子

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 中原健一郎	教育推進部長 森井武
教育指導担当部長 力石裕司	教育総務課長 小川剛志
教育施設課長 有本昌人	学務課長 小島英博
教職員担当課長 牧野桃子	学校教育指導課長 新居博志
青少年課長 鈴木俊也	社会教育課長 仲手川武
教育センター所長 松永昭治	図書館長 根岸恵子
小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子	鶴嶺公民館担当課長兼館長 荒名穂子
松林公民館担当課長兼館長 西山昭一	南湖公民館担当課長兼館長 星谷尚央
香川公民館担当課長兼館長 松下晃久	博物館担当課長兼館長 須藤 格

3 会議の議事は、次のとおり。

午後3時00分開会

○教育長 会議の開会前に皆様にお知らせいたします。

本日の定例会につきましては、議案が14件ございます。資料、議事日程につきましては事前に配付しておりますので、ご確認ください。

それでは、ただいまから5月定例会を開催いたします。

日程第1、教委議案第26号、教育委員会の点検・評価結果報告書（令和7年度 自己評価）の

諮問についてを議題といたします。担当事務局、説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 日程第1、教委議案第26号、教育委員会の点検・評価結果報告書（令和7年度 自己評価）の諮問について、教育総務課長よりご説明いたします。資料は1ページ及び2ページ、また別冊資料となっております。

本案は別冊資料の教育委員会の点検・評価結果報告書－令和7年度自己評価－（案）に関し、茅ヶ崎市教育基本計画審議会から意見をいただきたく、茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則第2条の規定に基づき、諮問するため提案するものでございます。

別冊資料の1ページをご覧ください。

本市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検・評価と、茅ヶ崎市教育基本計画の進行管理を一体的に実施しております。

2ページをご覧ください。

点検・評価の流れにつきましては、図のとおり教育委員会による自己評価を教育基本計画審議会で調査審議していただき、知見を作成していただきます。そしていただいた知見を踏まえ、教育委員会で報告書を作成し公表しております。教育委員会事務局による政策ごとの個別の詳細な評価等につきましては、別冊資料の記載のとおりでございます。

特筆すべき点についてこの後説明をさせていただきます。

まず初めに、6ページから22ページでは、政策1「児童・生徒の資質と能力をはぐくむための授業づくりと学びを支える体制の構築」について記載しております。

自己評価につきましては6ページをご覧ください。

地域の教育資源を生かした学校運営については、令和7年度にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が全ての小・中学校に導入されたことを成果として挙げており、各コミュニティ・スクールでは、様々な取り組みが生まれ、事例の共有も行われました。

また共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進にあたっては、全ての小・中学校への特別支援学級の整備を目指し、未整備となっている小学校4校、中学校3校の整備を順次進め

て参ります。

続いて政策2「質の高い学びを創るための教職員の人材育成と働きやすい環境の整備」は、24ページから34ページまでに記載をしております。

自己評価につきましては24ページをご覧ください。

教職員の働き方改革については、令和7年5月に「神奈川県教育委員会と連携した茅ヶ崎市立学校の教職員の働き方改革指針」、令和8年3月に「茅ヶ崎市立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定いたしました。

具体的な取り組みとしては、若手教職員と教育委員会事務局職員でワーキングチームを組み、各学校での好事例の共有や課題検討、小・中学校での時間外の留守番電話の設定など、様々な取り組みを実施しました。

今後も働き方改革に資する取り組みを着実に実施するとともに、ワーキングチームでの検討内容をスムーズに学校現場で展開していくための仕組みを構築して参ります。

続いて政策3「子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進」については、36ページから62ページまでとなります。

自己評価につきましては36ページをご覧ください。

社会教育課では、急速に発展するデジタル化に対応するため、eスポーツやプログラミング等を体験するイベントを実施いたしました。

公民館では夏季休業期間中の子どもの居場所づくりなど、地域に密着した課題に関する様々な講座等を実施しております。

また、社会教育主事会が「障がい児・障がい者が自分らしく生きるために社会教育施設ができること」をテーマに取り組んだ調査・研究では、社会教育の視点からインクルーシブ教育の推進に取り組みました。

児童クラブに関しては、待機児童対策として新たな児童クラブの整備に取り組み、保護者が昼間就労等で不在となる家庭の支援を行って参りました。

続いて政策4「郷土に学び未来を拓く学習環境の整備」は64ページから71ページまでとなります。

自己評価につきましては64ページとなります。

65ページの指標である「市人口当たりの博物館・民俗資料館の利用割合」を見ると、博物館の開館以降、博物館の利用は堅調であるとともに、近隣の民俗資料館の利用にも波及効果を及ぼしております。

文化財の保存活用については、国史跡に指定されてから10周年を迎えた下寺尾官衙遺跡群の10周年記念事業を多様な主体と連携しながら実施し、例年にも増して市民が遺跡に触れる機会を提供することができました。記念事業の成果を踏まえ、今後の整備に向けた取り組みを積極的に市民の皆様を示して参ります。

最後に74ページから97ページまでに記載の政策5から政策7につきましては、それぞれの政策の効果を確認する指標の推移に大幅な下降傾向はなく、同程度もしくは改善が見られております。

各政策の中で特徴的な取り組みを紹介いたします。

74ページ、政策5「教育的効果を高める教育行政の推進」をご覧ください。

本計画は計画期間の中間年度を迎えたことから、中間見直しと改定作業を行い、令和8年度改訂版を作成いたしました。計画後期の5年間で必要な施策を盛り込むとともに、教育大綱と一本化した形で改定しました。

本計画に基づき、計画改定の方向性として掲げる「地域」「個」「データ活用」を重視しながら、今年後5年間様々な、取り組みを推進して参ります。

次に82ページ、政策6「安全で安心な教育施設の整備」をご覧ください。

安全・安心な教育施設を維持していくため、学校施設再整備基本計画に基づき、目標耐用年数が近い学校の建替えについて検討を始めております。

今後本市の児童・生徒数も減少していく中で、学校規模の適正化と適正配置について検討を進め、施設の複合化を含めた検討を進めて参ります。

次に88ページ、政策7「子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備」をご覧ください。

本計画の重点施策の1つである中学校給食の実現については、令和7年5月に市内7校で開始となり、これにより市内13校の全中学校で中学校給食が実施となりました。

小・中学校給食に関しては、引き続き生産者や茅ヶ崎の農業を紹介する取り組みなど、食育に力を入れ実施して参ります。

なお、一部実績値が集計中となっているものがございます。それらにつきましては、数値が確定し次第報告書に加え、その他修正すべきところは体裁を整え、7月開催の教育基本計画審議会へ諮問をいたします。

以上簡単ではございますが、特筆すべき点についてご説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

伊藤甲之介委員。

○伊藤甲之介委員 はい。18ページ、取り組み4「いじめ、不登校等に対する教員の対応力の向上と児童・生徒の心理面の支援」というところですけども、いじめの未然防止等のための取り組みが述べられてはいるのですが、いじめが起きないためにどのような取り組みをされているのか、例えばで構いませんので教えていただければと思います。以上です。

○教育長 学校教育指導課長。

○学校教育指導課長 はい。お答えいたします。まず未然防止についてですが、誰もが安心して学校生活を送れるようにというところで、大きく2つの視点があるというふうに考えております。

1つは、居場所づくりをいかにするかです。これは、教員が作るものだと思っています。

もう1つは、絆づくりです。これは子どもたち同士で作っていくものです。この2つの視点を大切にしています。

最初の居場所づくりの方について、本市では、少しでも嫌な思いをしたら、これはもういじめ、法的ないじめに当たるのですが、その認識をすごく大切にしております。その意味で、いじめ認知件数も毎年のように高まっている状況ではありますが、早期に発見し対応し解決に努めております。

しかしですね、成長過程にある子どもたちが集団生活を送る上では、どうしても人間関係のトラブルは発生するものです。私たちが認知しようとしている法的ないじめという部分は、その

後の生き方の学びにつなげていくことがすごく大事だと考えております。そういった意味で、私たちが目指してるのは、いじめゼロではなくて、いじめ見逃しゼロ、これを教員はキーワードに取り組んでおります。

次に、絆づくりの方です。子どもたち主体で取り組めるような活動、それを毎年、市内の代表児童・生徒を1ヶ所に集めまして、いじめ防止サミットを毎年夏休みに開催しております。昨年度は初めての試みということで、茅ヶ崎市の議場で開催しました。議場で行って、市で共通して取り組むテーマというのを決めまして、そこで本当に活発な意見が出されました。中でも特に印象的だったのは、いじめは身近なものだという認識を子どもたちが持っているということです。いじめは良くない、そうは言ってもあるものである。その中で、必ず解決できるものなのだと、力強いメッセージが打ち出されました。

今年度は議場ではなく各中学校区で集まりまして、自分たちの決まったテーマをもとに、取り組んでいる学校の様子や課題、今後の方針、そういったことを共有し合って、さらなる取り組みの推進に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○伊藤甲之介委員 ありがとうございます。

○教育長 他にございますでしょうか。大森委員。

○大森委員 細かくまとめてくださって本当にありがとうございます。すごくわかりやすい冊子だと私は感じました。その中でいくつか感想になりますけれども、6ページ、7ページについてです。特に7ページの表の令和7年度の実績ですが、6年生を見ると、少しでも上がっているというところに着目しました。6年生の回答が向上しているということは、日頃の学校生活においての取り組みの成果であると思うことができました。

6年生になってそういう感情を持って中学に上がっていく、中学校生活もいろいろなことはあるけれども、みんなで乗り越えて、自分のため人のために良い生活を送ろうという根底に、この回答はあるのではないかとということを非常に期待しましたので、先生方も、この回答を生かした学校生活につなげていただければと思います。

次に、78ページからの教育センターさんの回答に、非常になるほどという思いで読ませていただきました。

特にですね、78 ページの最後の方に、学習意欲の支えになっていることは、友だちと一緒に学習すること、先生や友だちが助けてくれること、これが意欲の支えになっているんだという文章を読ませていただいて、本当に感心いたしました。

プラス自分ながらに考えたことが、助けてくれること、つまり助けを求められる環境が各学校にはあるんじゃないかなということです。それはとても大事なことです、今後も大切にしていだければと思います。教育センターがなさっている研修会、あるいはこういうアンケート調査の成果を改めてここで発表していただいて、また次につなげていただいているんですね。それによって、最後になりますけれども、先生方が自分たちの研修を通して、それを生かそうと思ってらっしゃるということが25 ページに表記されていまして、このことに繋がるとても大事なことだと思いました。いい研修になることをさらに願っております。以上です。

○教育長 他にございますでしょうか。伊藤季美委員。

○伊藤季美委員 私からも感想になるんですけれども、政策3の「子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進」において、43 ページ、取り組み2なんですけれども、この活動内容や事業量の実績からも、熱心に取り組まれてるっていうのがすごく伝わってくるなと思いました。

そして取り組み内容を見ましても、子ども同士、保護者同士で繋がる工夫がよくされてる事がわかりますし、特に公民館の方では、地域の方が求めていることに対して、地域の企業や団体とうまく連携をとられているっていうのがすごくわかる内容でした。

そして、その幅広い世代の人と交流を持ち、その機会を作ろうというのがまさに、子どもと大人がともに育ち合う、その姿勢が伝わりやすい内容でしたので、感想をお伝えさせていただきました。ありがとうございます。

○教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、日程第1、教委議案第26号、教育委員会の点検・評価結果報告書（令和7年度 自己評価）の諮問については、原案のとおり諮問することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に日程第2、教委議案第27号、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒等の就学及び支援

に関する事項についての諮問についてを議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

学校教育指導課長。

○学校教育指導課長 日程第2、教委議案第27号、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒等の就学及び支援に関する事項についての諮問についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。議案書は3ページから4ページでございます。

学校教育法施行令第18条の2の規定に基づきまして、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒等の就学及び支援に関する事項について審議を行うため、茅ヶ崎市教育支援委員会に諮問するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第2、教委議案第27号、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒等の就学及び支援に関する事項についての諮問については、原案のとおり諮問することでのいかがでしょうか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは原案のとおり決めます。

次に、日程第3、教委議案第28号、令和9年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針についてを議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

学校教育指導課長。

○学校教育指導課長 日程第3、教委議案第28号、令和9年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針についてについて、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。議案書は5ページから11ページでございます。

令和9年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択に係る基本方針についてご提案申し上げます。議案書6ページをご覧ください。令和9年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針を読み上げまして提案にかえさせていただきます。

令和9年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針。茅ヶ崎市教育委員会。

教科用図書は、学校教育において主たる教材として使用されるものである。従って、その採択

にあたっては、十分な調査研究を行い、児童・生徒に最も適した教科用図書を採択すべきである。また、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び神奈川県教育委員会の「令和9年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」により、採択しなければならない。以上に基づき、次の方針により、茅ヶ崎市における令和9年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書を採択するものとする。

- 1、茅ヶ崎市における小・中学校教科用図書の採択は、茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会の示す資料等に基づいて協議を行い、種目ごとに一種に決定する。
- 2、特別支援学級教科用図書については、1により決定された小・中学校教科用図書もしくは文部科学省著作の特別支援学校教科書等から適切なものを採択する。
- 3、継続採択年度にあたっては、特別の理由がある場合を除いて前年度採択されたものを採択する。

なお、資料といたしまして7ページから11ページに、神奈川県教育委員会が定めました令和9年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針を添付してございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第3、教委議案第28号、令和9年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針については、原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に日程第4、教委議案第29号、令和8年度青少年関係団体への補助金交付についてを議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

社会教育課長。

○社会教育課長 日程第4、教委議案第29号、令和8年度青少年関係団体への補助金交付についてにつきまして、社会教育課長からご説明申し上げます。議案書12ページをご覧ください。本案につきましては社会教育法第13条におきまして、市が社会教育団体、青少年関係団体に補助金を交付しようとする場合には、社会教育委員の会議に意見を聞いて行うとされており、令

和8年4月24日に社会教育委員の会議を開催しました。

議案書13ページ及び14ページをご覧ください。社会教育委員の会議より、各団体への補助金交付について、令和8年度補助金内訳のとおり、適正な補助金交付であるとの答申をいただきました。本答申に基づき、令和8年度補助金内訳の額を上限として、各団体に交付するものでございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第4、教委議案第29号、令和8年度青少年関係団体への補助金交付については原案のとおり、補助金を交付することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは原案のとおり決めます。

次に、日程第5、教委報告第18号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

学校教育指導課長。

○学校教育指導課長 日程第5、教委報告第18号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書は15ページから71ページでございます。

本案は、茅ヶ崎市学校運営協議会規則第3条第2項の規定に基づき、16ページから71ページの名簿にありますとおり委嘱いたしましたので、報告し承認を求めるものとします。順番に申し上げます。

茅ヶ崎市立茅ヶ崎小学校から報告のありました1名。

続きまして、鶴嶺小学校、4月1日からが1名。5月1日からが11名。

松林小学校3名。西浜小学校・西浜中学校1名。小出小学校1名。松浪小学校2名。梅田小学校2名。香川小学校3名。浜須賀小学校3名。鶴が台小学校6名。柳島小学校3名。小和田小学校・赤羽根中学校3名。円蔵小学校1名。今宿小学校7名。室田小学校1名。東海岸小学校1名。浜之郷小学校3名。緑が浜小学校6名。汐見台小学校2名。

そして中学校に移ります。鶴嶺中学校11名。松林中学校3名。松浪中学校1名。浜須賀中学校

6名。北陽中学校2名。中島中学校は4月1日からが1名、5月1日からが1名。萩園中学校1名。それぞれの委員を専決処分したものでございます。

なお委員の委嘱期間は2年任期といたしますが、茅ヶ崎市立学校職員につきましては、前任者の残任期間といたします。以上ご報告いたしますので、ご承認をお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第5、教委報告第18号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは承認することといたします。

次に日程第6、教委報告第19号、茅ヶ崎市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

学校教育指導課長。

○学校教育指導課長 日程第6、教委報告第19号、茅ヶ崎市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書は72ページから74ページでございます。

本件につきましては、茅ヶ崎市いじめ防止対策審議会規則第3条に基づき、73ページの名簿にありますとおり、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年を任期として、委嘱しているものでございます。4月1日付けで、関係機関より2名の委員の推薦をいただき、本定例会に先立ち、専決処分したものでございます。以上ご報告いたしますのでご承認をお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第6、教委報告第19号、茅ヶ崎市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは承認することといたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は、市議会議案や人事等に関する案件でござ

いますので、その性質上非公開といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、非公開といたします。傍聴の方はいらっしゃいませんね。

午後 3 時 28 分閉会